

## 穀物のわら及び飼料用乾草の輸入にあたっての動物検疫所への確認について

(平成24年12月11日)

中国遼寧省大連市において口蹄疫の発生が確認されたことから、動物検疫所は中国からの稲わら等の輸入手付きを中止したことについては、本ホームページでも11月29日付けでお知らせしている。

これに伴い、これまで輸入実績のない種類のわらや乾草の輸入に関する問い合わせの増加が見込まれるとして、農林水産省動物衛生課課長補佐から植物防疫課へ下記の協力依頼があったとのことであり、これを受けて、このことについて周知してもらいたい旨の要請が植物防疫課から全植検協にあった。このため、全植検協支部を通じ全国の地域植物検疫協会へ関係者への本件の周知をお願いする通知を全植検協として発している。

### 記

**悪性伝染病発生地域から、穀物のわら及び乾草の輸入をする場合は、動物検疫所に事前に確認すること**

#### (参考)

**悪性伝染病発生地域（加熱消毒基準に従って処理されたもの以外は輸入禁止の地域）**

#### 以下の清浄地域以外の地域

##### 【ヨーロッパ地域】

フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、ポーランド、ハンガリー、ドイツ、デンマーク、イタリア（サルジニア島を除く）、サンマリノ、リヒテンシュタイン、スイス、オランダ、ベルギー、フランス、オーストリア、スペイン、アイルランド、アイスランド、英国（グレートブリテン及び北アイルランド）

##### 【南北アメリカ地域】

カナダ、アメリカ（アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る）、メキシコ、ベリーズ、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国、チリ

##### 【オセアニア地域】

北マリアナ諸島、ニュージーランド、バスアツ共和国、ニューカレドニア、オーストラリア